

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年一月二十九日

目次

告示

家畜伝染病の発生 豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定 家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定 豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝 染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出の禁止区 域の指定 豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び事業を 停止する区域の指定	(畜産課)	一
(同)	(同)	一
(同)	(同)	三
(同)	(同)	四

告示

岐阜県告示第二十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 家畜伝染病の種類
豚コレラ
 - 二 家畜の種類
豚
 - 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数
疑似患畜 一頭
 - 四 発生場所
各務原市
 - 五 発生年月日
平成三十一年一月二十九日
- 岐阜県告示第二十八号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

各務原市鷺沼、鷺沼朝日町一丁目、鷺沼朝日町二丁目、鷺沼朝日町三丁目、鷺沼朝日町四丁目、鷺沼朝日町五丁目、鷺沼大伊木町一丁目、鷺沼大伊木町二丁目、鷺沼大伊木町三丁目、鷺沼大伊木町四丁目、鷺沼大伊木町五丁目、鷺沼大伊木町六丁目、鷺沼各務原町一丁目、鷺沼各務原町二丁目、鷺沼各務原町三丁目、鷺沼各務原町四丁目、鷺沼各務原町五丁目、鷺沼各務原町六丁目、鷺沼各務原町七丁目、鷺沼各務原町八丁目、鷺沼各務原町九丁目、鷺沼小伊木町一丁目、鷺沼小伊木町二丁目、鷺沼小伊木町三丁目、鷺沼小伊木町四丁目、鷺沼小伊木町五丁目、鷺沼小伊木町六丁目、鷺沼小伊木町七丁目、鷺沼小伊木町八丁目、鷺沼小伊木町九丁目、鷺沼大安寺町一丁目、鷺沼大安寺町二丁目、鷺沼西町一丁目、鷺沼西町二丁目、鷺沼西町三丁目、鷺沼西町四丁目、鷺沼西町五丁目、鷺沼西町六丁目、鷺沼西町七丁目、鷺沼西町八丁目、鷺沼西町九丁目、鷺沼羽場町一丁目、鷺沼羽場町二丁目、鷺沼羽場町三丁目、鷺沼羽場町四丁目、鷺沼羽場町五丁目、鷺沼羽場町六丁目、鷺沼羽場町七丁目、鷺沼羽場町八丁目、鷺沼羽場町九丁目、鷺沼東町一丁目、鷺沼東町二丁目、鷺沼東町三丁目、鷺沼東町四丁目、鷺沼東町五丁目、鷺沼東町六丁目、鷺沼東町七丁目、鷺沼東町八丁目、鷺沼古市場町一丁目、鷺沼古市場町二丁目、鷺沼古市場町三丁目、鷺沼古市場町四丁目、鷺沼真名越町一丁目、鷺沼真名越町二丁目、鷺沼真名越町三丁目、鷺沼丸字町一丁目、鷺沼丸字町二丁目、鷺沼丸字町三丁目、鷺沼三ツ池町一丁目、鷺沼三ツ池町二丁目、鷺沼三ツ池町三丁目、鷺沼三ツ池町四丁目、鷺沼三ツ池町五丁目、鷺沼三ツ池町六丁目、鷺沼三ツ池町七丁目、鷺沼三ツ池町八丁目、鷺沼三ツ池町九丁目、鷺沼南町一丁目、鷺沼南町二丁目、鷺沼南町三丁目、鷺沼南町四丁目、鷺沼南町五丁目、鷺沼南町六丁目、鷺沼南町七丁目、鷺沼山崎町一丁目、鷺沼山崎町二丁目、鷺沼山崎町三丁目、鷺沼山崎町四丁目、鷺沼山崎町五丁目、鷺沼山崎町六丁目、鷺沼山崎町七丁目、鷺沼山崎町八丁目、鷺沼山崎町九丁目、各務、各務おがせ町三丁目、各務おがせ町五

2 移出を禁止する区域

丁目、各務おがせ町六丁目、各務おがせ町七丁目、各務おがせ町八丁目、各務おがせ町九丁目、各務西町六丁目、各務東町三丁目、各務東町四丁目、各務東町六丁目、各務東町七丁目、各務山の前町二丁目、各務山の前町三丁目、各務山の前町四丁目、桜木町一丁目、新鷺沼台一丁目、新鷺沼台四丁目、新鷺沼台七丁目、つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、つつじが丘三丁目、つつじが丘四丁目、つつじが丘五丁目、つつじが丘六丁目、つつじが丘七丁目、つつじが丘八丁目、前渡東町二丁目、前渡東町五丁目、前渡東町六丁目、前渡東町七丁目、前渡東町八丁目、前渡東町九丁目、松が丘一丁目、松が丘二丁目、松が丘三丁目、松が丘四丁目、松が丘五丁目、松が丘六丁目、松が丘七丁目、八木山、緑苑中一丁目、緑苑中三丁目、緑苑西三丁目、緑苑西四丁目、緑苑南一丁目、緑苑南二丁目、緑苑南三丁目及び緑苑南四丁目

岐阜市芥見、芥見一丁目、芥見二丁目、芥見三丁目、芥見四丁目、芥見五丁目、芥見六丁目、芥見七丁目、芥見大船二丁目、芥見大船三丁目、芥見海戸山、芥見影山一丁目、芥見影山二丁目、芥見清水、芥見嵯峨一丁目、芥見嵯峨二丁目、芥見大般若一丁目、芥見大般若二丁目、芥見中野畑、芥見長山一丁目、芥見長山二丁目、芥見長山三丁目、芥見野畑一丁目、芥見野畑二丁目、芥見野畑三丁目、芥見東山、芥見堀田、芥見南山一丁目、芥見南山二丁目、芥見南山三丁目、芥見南山四丁目、芥見南山五丁目、岩滝西一丁目、岩滝西二丁目、岩滝西三丁目、岩滝東一丁目、岩滝東二丁目、岩滝東三丁目、岩田坂一丁目、岩田坂二丁目、岩田坂三丁目、岩田坂四丁目、岩田西一丁目、岩田西二丁目、岩田西三丁目、岩田東一丁目、岩田東二丁目、岩田東三丁目、大洞柏台一丁目、大洞柏台二丁目、大洞柏台三丁目、大洞柏台四丁目、大洞柏台五丁目、大洞柏台六丁目、大洞柏台七丁目、大洞桐が丘一丁目、大洞桐が丘二丁目、大洞桐が丘三丁目、大洞桐が丘四丁目、大洞桜台一丁目、大洞桜台二丁目、大洞桜台三丁目、大洞桜台四丁目、大洞桜台五丁目、大洞桜台六丁目、大洞桜台七丁目、大洞桜台八丁目、大洞西、大洞緑山一丁目、大洞緑山二丁目、大洞紅葉が丘一丁目、大洞紅葉が丘二丁目、大洞紅葉が丘三丁目、大洞紅葉が丘四丁目、大洞紅葉が丘五丁目、大洞紅葉が丘六丁目、大洞一丁目、大洞二丁目、大洞三丁目、大洞四丁目、北山一丁目、北山二丁目、北山三丁目、祇園三丁目、琴塚三丁目、琴塚四丁目、コモンヒルズ北山、静が丘町、諏訪山一丁目、諏訪山二丁目、諏訪山三丁目、諏訪山四丁目、諏訪山五丁目、高田一丁目、高田二丁目、高田三丁目、高田四丁目、高田五丁目、高田六丁目、東中島三丁目、日野東六丁目、日野東七丁目、

水海道二丁目、水海道四丁目及び水海道五丁目、関市相生町、赤渕、上利町、朝倉町、旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、居敷町、市平賀、一本木町、稲口、稲河町、鑄物師屋、鑄物師屋二丁目、鑄物師屋三丁目、鑄物師屋四丁目、鑄物師屋五丁目、鑄物師屋六丁目、鑄物師屋七丁目、いろは町、梅ヶ枝町、大杉、春日町二丁目、春日町三丁目、片倉町、観音前、北天神一丁目、北天神二丁目、北天神三丁目、希望ヶ丘町、桐ヶ丘二丁目、桐ヶ丘三丁目、桐ヶ丘四丁目、桐ヶ丘五丁目、桐谷台二丁目、桐谷台三丁目、倉知、倉知南、向陽台、寿町二丁目、寿町三丁目、小迫間、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜木町、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台四丁目、四季ノ台、清水町、新迫間、新堀町、神明町二丁目、神明町三丁目、神明町四丁目、寺内町、十六所、住吉町、関口町二丁目、関口町三丁目、関口町四丁目、千年町三丁目、大平町二丁目、大平町三丁目、宝山町、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町三丁目、力山、月見町、津保川台二丁目、津保川台三丁目、天徳町一丁目、天徳町二丁目、桃紅大地、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、東新町五丁目、東新町六丁目、東新町七丁目、豊岡町一丁目、豊岡町二丁目、豊岡町三丁目、豊岡町四丁目、豊川町、長住町、西旭ヶ丘、西居敷、西欠ノ下、西田原、西門前町、虹ヶ丘北、虹ヶ丘南、迫間、迫間台一丁目、迫間台二丁目、長谷寺町、春里町一丁目、春里町二丁目、春里町三丁目、梅竜寺山、馬場出、東田原、東門前町、肥田瀬、一ツ山町、古屋敷町、平成通一丁目、平成通二丁目、平成通三丁目、平成通四丁目、平成通五丁目、平成通六丁目、前山町、美園町、南春日町、南天神一丁目、南天神二丁目、南天神三丁目、南出、南町一丁目、宮河町一丁目、宮河町二丁目、宮地町、向山町一丁目、向山町二丁目、向山町三丁目、向山町四丁目、明生町一丁目、明生町二丁目、明生町三丁目、明生町四丁目、明生町五丁目、山田、弥生町一丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目及び弥生町四丁目、美濃加茂市太田町、太田本町二丁目、太田本町三丁目、太田本町四丁目、太田本町五丁目、加茂川町一丁目、加茂川町二丁目、加茂川町三丁目、加茂野町、加茂野町市橋、加茂野町稲辺、加茂野町今泉、加茂野町加茂野、加茂野町木野、加茂野町鷹之巣、草笛町一丁目、草笛町二丁目、草笛町三丁目、草笛町四丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西町六丁目、西町七丁目、西町八丁目、蜂屋町、蜂屋町下蜂屋伊瀬入会、蜂屋町伊瀬、深田町一丁目、深田町二丁目、深田町三丁目、前平町一丁目、前平町二丁目及び前平町三丁目、可児市愛岐ヶ丘一丁目、

愛岐ヶ丘二丁目、愛岐ヶ丘三丁目、愛岐ヶ丘四丁目、愛岐ヶ丘五丁目、帷子新町一丁目、帷子新町二丁目、帷子新町三丁目、光陽台一丁目、光陽台二丁目、光陽台三丁目、光陽台四丁目、光陽台五丁目、光陽台六丁目、光陽台七丁目、塩、塩河、菅刈、土田、長坂一丁目、長坂二丁目、長坂三丁目、長坂四丁目、長坂五丁目、長坂六丁目、長坂七丁目、長坂八丁目、長洞、西帷子、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、鳩吹台一丁目、鳩吹台二丁目、鳩吹台三丁目、鳩吹台四丁目、鳩吹台五丁目、鳩吹台六丁目、鳩吹台七丁目、鳩吹台八丁目、東帷子、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、緑七丁目、室原、矢戸、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、若葉台八丁目及び若葉台九丁目、羽島郡岐南町平島一丁目、平島二丁目、平島三丁目及び平島四丁目、羽島郡笠松町米野、加茂郡坂祝町大針、勝山、加茂山一丁目、加茂山二丁目、黒岩、酒倉、酒倉深田一丁目、酒倉深田二丁目、酒倉深田三丁目、取組及び深蓋並びに加茂郡富加町高畑及び羽生

岐阜県告示第二十九号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 家畜の種類

豚

二 指定区域

恵那市笠置町毛呂窪及び串原、山県市大桑並びに本巣市政田及び文殊

岐阜県告示第三十号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十三条及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」といふ。）第五条の規定により、家畜の種類及びと畜場において当該家畜に係る事業を停止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 家畜の種類
豚
- 二 指定区域
岐阜市境川

平成三十一年一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社